

津島市都市計画公園の見直し方針の概要

1. 都市計画公園の現状

(1) はじめに

当市の道路や公園等の施設の多くは、人口の増加や経済の発展、市街化の拡大を前提として都市計画決定されてきました。しかし、近年は人口減少や少子高齢化等の社会情勢の変化に伴い、経済が衰退傾向にあります。また、公共施設の維持管理費や更新費の増大などにより財政状況が緊迫している状況です。

このように厳しい社会情勢の中、都市計画決定された道路、公園などの都市施設の一部では、長期間にわたり着手できておらず、都市計画による建築制限を課した状態などの問題が生じています。

このような中で、これまでの取組状況や現況の緑を分析し、上位計画である、「津島市都市計画マスタープラン」や「津島市緑の基本計画」等に適合するとともに、長期未着手となる都市計画公園においては、使える身近な公園として再配置を行い、防災や都市環境のさらなる利便性や快適性の向上を図るため見直しを進めることとしています。

(2) 都市計画公園の概要

	名称	計画面積	供用面積	決定(当初)
総合	5・5・101 天王川公園	12.30	12.00	S14.6.24
運動	6・5・101 東公園	12.50	12.50	S49.2.20
街区	2・2・2101 老松公園	0.15	0.15	S48.1.31
街区	2・2・2102 北公園	0.76	0.00	S14.6.24
街区	2・2・2103 金柳公園	0.14	0.14	S49.2.27
街区	2・2・2104 今市場公園	0.18	0.18	S53.6.19
街区	2・2・2105 大坪公園	0.10	0.10	S55.12.22
街区	2・2・2106 南本町公園	0.36	0.36	S57.7.20
街区	2・2・2107 東洋町公園	0.12	0.12	S60.4.3
街区	2・2・2108 立込公園	0.10	0.10	H1.11.28
近隣	3・3・211 西公園	2.70	0.00	S14.6.24
近隣	3・3・212 愛宕公園	1.00	0.00	S14.6.24
近隣	3・3・213 南公園	1.90	0.00	S14.6.24
近隣	3・3・214 海西公園	2.10	2.10	S61.12.12
都市緑地	第1号 市民の森	2.40	2.40	S53.12.7
計	都市計画公園	36.81	30.15	

表 都市計画公園等の概要

公園は住民のレクリエーション活動の場の確保、生活環境の整備保全、都市の安全性の向上及び良好な都市景観の形成という4つの観点から整備を図り、もって都市の健全な発展と円滑な都市活動を確保することを目的として定めるものです。

令和5年4月現在、都市計画決定された公園は15公園(36.81ha)あり、そのうちの約82%にあたる30.15haが供用されています。

未供用部分の天王川公園の一部(0.3ha)については、民間の土地となっており順次整備する予定ですが、北公園を始めとする未着手の4公園(6.36ha)は大部分が宅地化された民間の土地となっています。

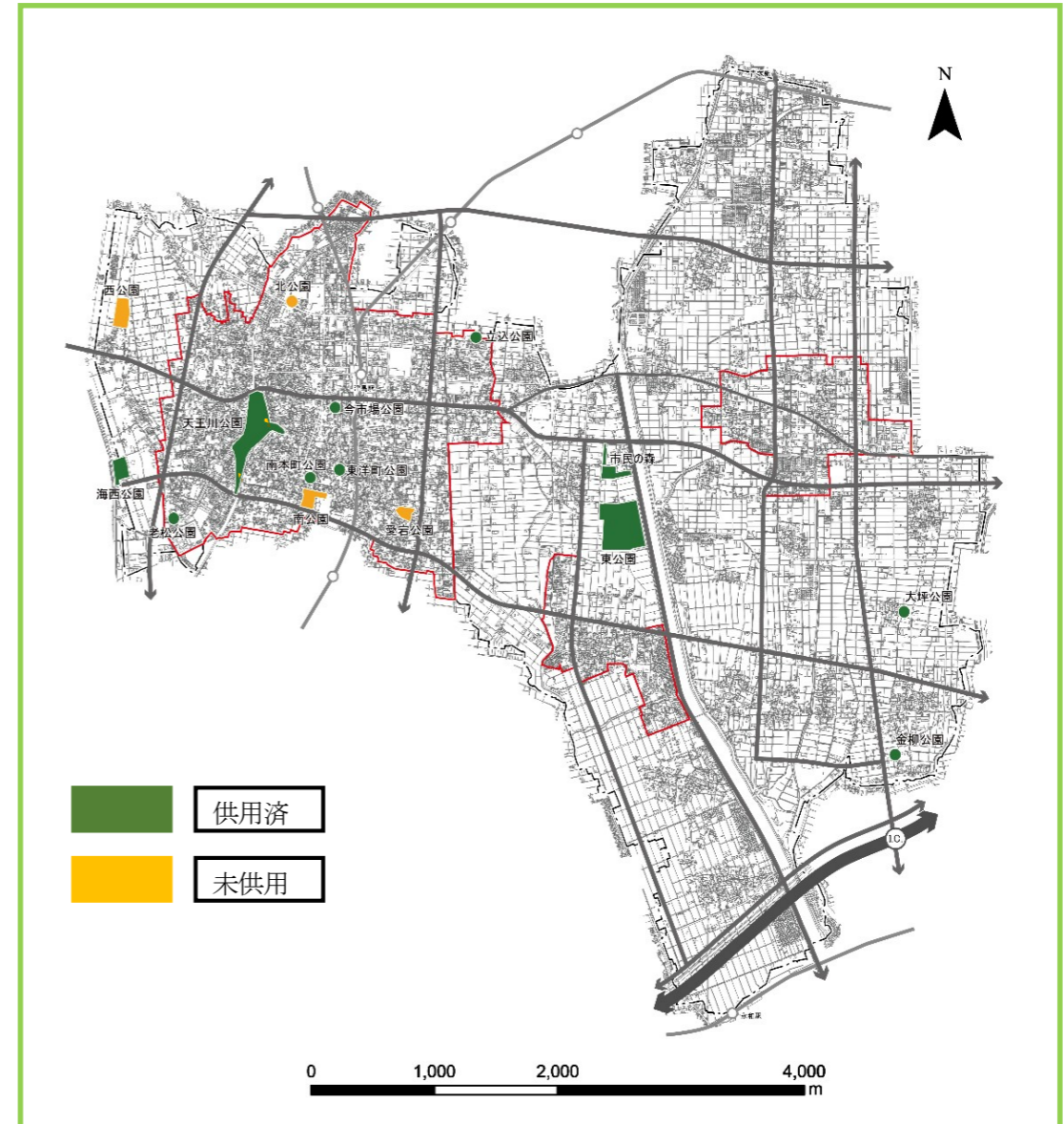


図 都市計画公園の位置図 (出典:「津島市都市計画マスタープラン」R3.12)

2. 上位計画との関係

①第5次津島市総合計画

民間活力を導入した公園整備や管理運営を推進するとともに、今後の人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、未整備の公園については、めざすべき都市構造にあわせて見直し等をすることとしています。

②津島市都市計画マスタープラン

現存する公園の適切な維持管理を行うほか、長期未着手となる都市計画公園については身近な公園として徒歩圏内に再配置を行うこととしています。

③津島市立地適正化計画

天王川公園についてはPark-PFI等により、市民ニーズに応じた質が高い公園を創出することとしており、一般実現しているところです。また、長期未着手の都市計画公園については、見直しを行い再配置を進めることとしています。

④津島市緑の基本計画

コンパクトな都市構造への転換を推進するとともに、長期未着手の都市計画公園や生活圏内に公園が不足する地域を解消するため、市内の小規模な身近な公園を含め、都市公園等の配置を見直すこととしています。

津島市都市計画公園の見直し方針の概要

3. 市民一人当たりの都市公園等の面積

都市公園法施行令において、都市公園の市民一人当たりの標準面積は10㎡とされていますが、実情としては、令和元年度時点で市民一人当たり9.6㎡/人となっており、標準面積を概ね満足している状況です。また、第5次津島市総合計画における令和12年の人口予想から算出すると、市民一人当たり10㎡以上確保できる推計となっています。

4. 公園等の配置

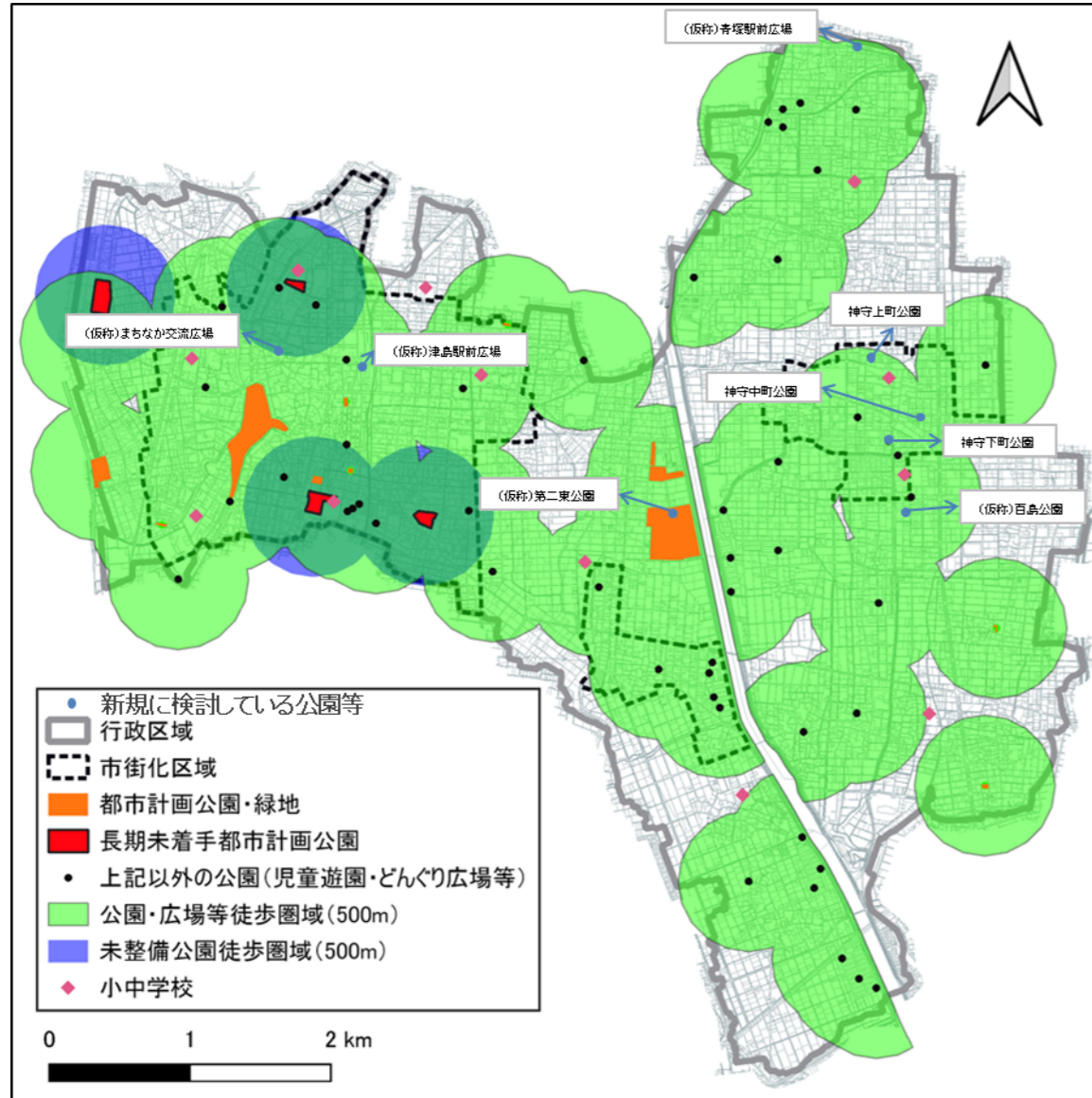


図 公園等の配置図（参考：「津島市緑の基本計画」R3.12）

5. 都市計画公園の見直し方針

(1) 都市計画決定の経緯

長期未着手公園である北公園、西公園、南公園、愛宕公園の4公園は昭和14年6月24日に防空・防災対策を主眼とする防空緑地機能の確保や人口増加に伴い、それに相応しいまちづくりを推進するため、都市計画決定が行われました。

(2) 見直しフロー

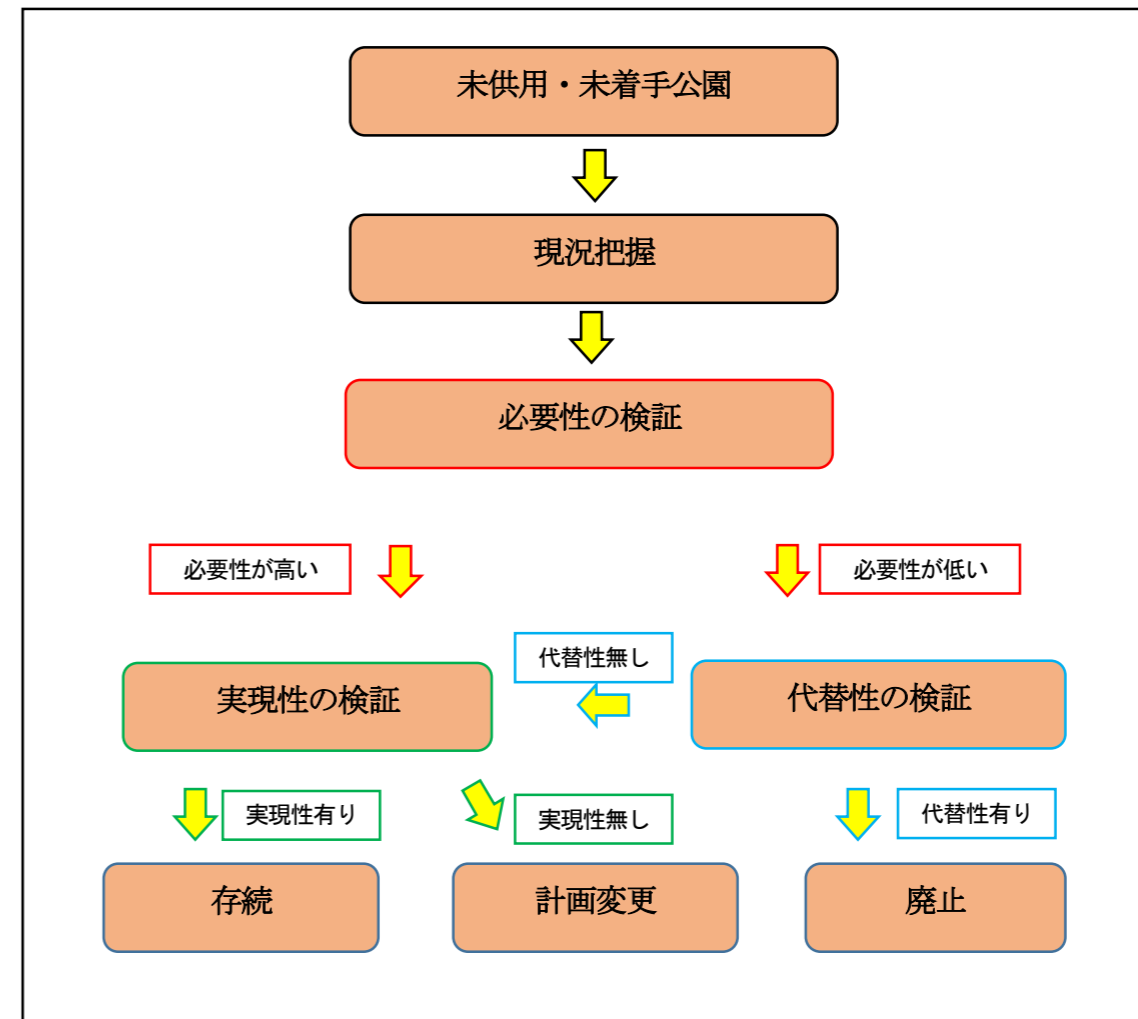


図 見直しフロー

(3) 見直しの方向性

都市計画公園は、必要性・代替性・実現性の3つの視点から見直しを行います。

(1) 必要性

憩い、防災、スポーツ・レクリエーション、歴史・文化の4つの視点から公園を評価する。7点満点で評価し、3点以下のものを必要性が低いと判断し、代替性の有無を検証する。4点以上のものは実現性を検証する。

(2) 代替性

代替機能を有する施設の有無
歩いて行ける身近な公園が配置されているか

(3) 実現性

①現在の土地利用状況
・移設困難な施設があるか
・民間の宅地面積の割合
②都市計画事業の有無
・土地区画整理事業等、その他関連する都市計画事業があるか

津島市都市計画公園の見直し方針の概要

6. 見直し検証

		5.5.101 天王川公園	2.2.2102 北公園	3.3.211 西公園	3.3.212 愛宕公園	3.3.213 南公園
概要	種別	総合公園	街区公園	近隣公園	近隣公園	近隣公園
	位置	中地町1、2、3丁目及び宮川町1丁目地内 (市街化区域)	松原町、北町及び片岡町地内 (市街化区域)	大縄町2、3丁目、下新田町1丁目及び河田町2丁目地内 (市街化調整区域)	愛宕町5丁目地内 (市街化区域)	南本町5、6丁目及び常盤町4丁目地内 (市街化区域)
	面積	12.3ha	0.76ha	2.70ha	1.00ha	1.90ha
	都市計画決定(変更)	昭和14年6月24日 (昭和49年2月20日)	昭和14年6月24日 (昭和48年1月31日)	昭和14年6月24日 (昭和49年2月20日)	昭和14年6月24日 (昭和49年2月20日)	昭和14年6月24日 (昭和49年2月20日)
	経緯	かつては津島湊と呼ばれ、水上交通の要衝として栄えた。大正9年に開設起工式が行われた。	戦時中のなか、防空・防災対策を主眼とする防空緑地機能及び人口増加に伴い、公園の都市計画決定がされた。	戦時中のなか、防空・防災対策を主眼とする防空緑地機能及び人口増加に伴い、公園の都市計画決定がされた。	戦時中のなか、防空・防災対策を主眼とする防空緑地機能及び人口増加に伴い、公園の都市計画決定がされた。	戦時中のなか、防空・防災対策を主眼とする防空緑地機能及び人口増加に伴い、公園の都市計画決定がされた。
(1) 必要性	全ての視点で評価でき、6/7点。4点以上のため、 <u>必要性が高いと判断。</u>	憩い、防災の視点で評価でき、2/7点。3点以下のため、 <u>必要性が低いと判断。</u>	交流の視点で評価でき、1/7点。3点以下のため、 <u>必要性が低いと判断。</u>	憩い、防災の視点で評価でき、2/7点。3点以下のため、 <u>必要性が低いと判断。</u>	憩い、防災、歴史・文化の視点で評価でき、3/7点。3点以下のため、 <u>必要性が低いと判断。</u>	
(2) 代替性 ①防災性の確保	必要性が高いため検証なし	被災時に、小学校区の人数に対して、 <u>一次避難所あたり1㎡/人が確保できている。</u> 計画地から <u>徒歩圏域500m以内に、一次避難所である北小学校がある。</u>	被災時に、小学校区の人数に対して、 <u>一次避難所あたり1㎡/人が確保できている。</u> 計画地から <u>徒歩圏域500m以内に、一次避難所である西地域防災コミュニティセンターがある。</u>	被災時に、小学校区の人数に対して、 <u>一次避難所あたり1㎡/人が確保できている。</u>	被災時に、小学校区の人数に対して、 <u>一次避難所あたり1㎡/人が確保できている。</u> 計画地から <u>徒歩圏域500m以内に、一次避難所である南小学校がある。</u>	
②代替機能を有する施設の有無		近隣に北小学校、松原町小児童遊園、北町どんぐり広場等があり、 <u>北公園の徒歩圏域500mを補完できる。</u>	大縄町小児童遊園があるが、 <u>徒歩圏500mからはずれる区域がある。</u>	近隣に西愛宕住宅小児童遊園、愛宕町どんぐり広場等があり、愛宕公園の <u>徒歩圏域500mを補完できる。</u>	南小学校、南本町公園等があり、南公園の <u>徒歩圏域500mを補完できる。</u>	
(3) 実現性	事業中である。	代替性があるため検証なし	代替性があるため検証なし	代替性があるため検証なし	代替性があるため検証なし	
結果	全体で97.6%が供用しており、必要性が高く、事業中であることから未供用部分についても <u>存続</u> とする。	必要性が低く、徒歩圏域に代替機能を持つ公園等があること及び防災性の確保等ができることから <u>廃止</u> を行う。	必要性が低く、徒歩圏域に代替機能を持つ公園等があること及び防災性の確保等ができることから <u>廃止</u> を行う。	必要性が低く、徒歩圏域に代替機能を持つ公園等があること及び現在の土地利用の状況から <u>廃止</u> を行う。	必要性が低く、徒歩圏域に代替機能を持つ公園等があること及び現在の土地利用の状況から <u>廃止</u> を行う。	

7. まとめ

必要性、代替性、実現性を検証した結果、天王川公園は、一部未供用であるものの97.6%が供用開始しており、必要性が高く、事業中であることから存続することとします。ほか4公園は80年が経過しても整備に着手できておらず、必要性が低く、徒歩圏域に代替機能を持つ公園等があること及び防災性の確保等ができること、さらには都市計画決定時の背景である防空及び人口増加についても現在の状況と乖離があることから廃止を行います。